



(6) 環境に配慮した消費者(グリーンコンシューマー)の育成、グリーン購入の推進

廃棄物の資源化・減量化を進め、持続可能な社会の実現を図っていくためには、市民や事業者が日常の生活や事業活動で使用する製品について、長寿命、省エネルギー、リサイクル性等の環境配慮型商品や再生品など環境物品を優先的に使用する必要があります。そのため、市民、事業者、行政などが連携して、環境物品の普及が促進される仕組みづくりを進めることが必要です。

ア. グリーンコンシューマー推進懇話会

市民、事業者、行政が一体となって取り組む「北九州市グリーンコンシューマー推進懇話会」を中心として、ノーレジ袋運動や過剰包装の自粛の全市展開、事業者表彰、グリーン購入推進運動などを進めます。

イ. 市民啓発

環境物品の需要の拡大を図るため、環境ミュージアムやエコタウンセンターの常設展示コーナーなどで市民や事業者に広く紹介します。

ウ. グリーン購入

「環境物品等の調達に関する指針」に基づき、市が調達する文具などの用品について、環境物品の導入促進を図ります。また、社会状況等の変化に応じて、適宜、指針の内容を見直します。

市の公共事業における建設資材について、経済性を加味しながら、再生資材の利用促進を図るとともに、公共事業の取組みをもとに、民間事業についても再生資材の利用を要請します。

エ. 環境物品販売拠点の拡大・充実

市場・商店街等の協力を得て、環境物品の販売拠点の拡大・充実を図ります。



VIII 計画の推進

1. 計画の周知

持続可能な都市は、市の取組みと廃棄物の排出者である市民や事業者の取組みが一体化してはじめて実現されるものです。この基本計画が、市民、事業者、行政の共通の目標・指針として浸透するよう、「市政だより」や環境情報誌「かえるプレス」への掲載、パンフレットの作成・配布を行うとともに、出前講演などを通じて周知・啓発に努めます。

2. 計画の進捗及び成果の点検・評価

個別事業が計画通り進捗しているかだけでなく、どの程度成果が上がっているのかについても点検・評価を行い、施策の改善につなげていきます。

また、点検・評価は、市民や学識経験者等の意見を聴きながら行うとともに、その結果は市民に分かりやすい形で公表します。

3. 計画の見直し

経済社会状況や廃棄物量の変化等に的確に対応した基本計画の運用を図るため、上記の点検・評価の結果を踏まえ、適宜、基本計画の見直しを行います。

4. 個別施策の実行に向けたスケジュール

本基本計画に基づき取り組んでいく個別施策については、今後、具体的な検討を行っていく中で、実行に向けたスケジュールを策定します。